

# 格付基準

宇部市建設工事等請負業者選定要綱第8条第2項の等級別格付基準は、次のとおりとする。

## 1 土木一式工事

等級	基準の内容
A	(1) 総合点数が770点以上であり、かつ、経審における土木一式工事の年間平均完成工事高が1億6,000万円以上である者 (2) 土木一式工事において特定建設業の許可を受けている者
B	(1) 総合点数が690点以上769点以下であり、かつ、経審における土木一式工事の年間平均完成工事高が8,000万円以上である者 (2) 総合点数が770点以上であり、かつ、経審における土木一式工事の年間平均完成工事高が4,000万円以上である者
C	(1) 総合点数が560点以上689点以下であり、かつ、経審における土木一式工事の年間平均完成工事高が2,000万円以上である者 (2) 総合点数が690点以上であり、かつ、経審における土木一式工事の年間平均完成工事高が1,000万円以上である者 (3) 土木一式工事において元請負人としての実績があること
D	上記の「C」の基準を満たさない者及び土木一式工事の入札参加資格審査を新たに申請した者

## 2 建築一式工事

等級	基準の内容
A	(1) 総合点数が750点以上であり、かつ、経審における建築一式工事の年間平均完成工事高が2億円以上である者 (2) 建築一式工事において特定建設業の許可を受けている者
B	(1) 総合点数が640点以上749点以下であり、かつ、経審における建築一式工事の年間平均完成工事高が8,000万円以上である者 (2) 総合点数が750点以上であり、かつ、経審における建築一式工事の年間平均完成工事高が4,000万円以上である者
C	(1) 総合点数が590点以上639点以下であり、かつ、経審における建築一式工事の年間平均完成工事高が4,000万円以上である者 (2) 総合点数が640点以上であり、かつ、経審における建築一式工事の年間平均完成工事高が2,000万円以上である者 (3) 建築一式工事において元請負人としての実績があること
D	上記の「C」の基準を満たさない者及び建築一式工事の入札参加資格審査を新たに申請した者

注1 「経審」とは、総合評定値通知書をいう。

2 各等級への格付は、A等級にあつては(1)及び(2)、B等級にあつては(1)又は(2)、C等級にあつては(1)及び(3)又は(2)及び(3)を満たすことを条件とする。

3 昇級・降級は、1等級を限度とする（官公需適格組合を除く。）。